

2024年10月23日 全11頁

# グリーン社会の実現に向けた企業活動と 独占禁止法

## 改定グリーンガイドラインの要点と今後の展望

金融調査部 研究員 谷京

### [要約]

- 近年、グリーン社会の実現に向けた事業者間の連携を模索する動きがあるが、独占禁止法への抵触を懸念する声も根強い。そこで、公正取引委員会は「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（グリーンガイドライン）を改定し、グリーン社会の実現に向けた企業活動（以下、グリーン化活動）と競争政策の関係を包括的に整理した。
- 改定グリーンガイドラインは「共同の取組」、「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」、「優越的地位の濫用行為」、「企業結合」という四つの行為類型について、豊富な想定例を交えつつ、それぞれの企業活動が独占禁止法上問題となるか否かを検討している。全体としては「グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い」との見解が示されているものの、優越的地位の濫用行為については慎重な記述も目立つ。
- 今後の論点としては、独占禁止法の適用除外制度が挙げられる。公正取引委員会は適用除外制度の導入に消極的であるが、グリーン化活動の独占禁止法への抵触を懸念する事業者の声も根強い。今後の対応として、グリーンガイドラインの再改定や相談事例等の積極的な公表が示唆されており、情報のアップデートに留意すべきである。

## 1. 改定グリーンガイドラインの特徴と位置づけ

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルの実現には、エネルギー・産業部門の構造転換やイノベーションの創出が求められる。経済産業省が2021年に策定した「グリーン成長戦略」は、再生可能エネルギーの導入や水素エネルギーの活用、カーボンリサイクル技術の推進など14の重点分野に焦点を合わせ、あらゆる政策を総動員して企業の前向きな挑戦を後押しすることで、2050年カーボンニュートラルの実現を目指している<sup>1</sup>。

そのなかで、脱炭素化に向けた事業者間の連携を模索する流れも生まれている。たとえば、大

<sup>1</sup> 経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」令和3年6月18日。

手自動車メーカーは自社工場だけでなく取引先の自動車部品メーカーにも温室効果ガス排出量の削減を要請しており、自動車業界では脱炭素の対応が事実上の取引条件となりつつあると報じられている<sup>2</sup>。また、温室効果ガス排出量の多い化学業界でも、バイオマス由来の原料への転換や燃料の低炭素化に向けた複数企業の協力活動が始まっている。

しかし、原材料の共同購入や生産設備の集約（共同の廃棄）といったグリーン社会の実現に向けた企業活動（以下、グリーン化活動）は、場合によっては独占禁止法に抵触するおそれがある。たとえば、温室効果ガスを大きく削減する新技術にある希少な原材料 X が必要である場合、その安定的・効率的な調達を図るために共同購入を行うこと自体は問題ないであろう。しかし、その共同購入により買う競争がなくなって、X の価格が買い手の意のままに低めに押し下げられてしまえば、独占禁止法の「不当な取引制限」（2 条 6 項）などに該当し、問題となる。そこで、公正取引委員会は事業者等によるグリーン社会の実現に向けた取組の後押しを目的として、2023 年 3 月 31 日に「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（グリーンガイドライン）を策定した。さらに、2024 年 4 月 24 日には同ガイドラインの改定を公表し、グリーン化活動に対する独占禁止法上の評価・考え方を取りまとめた<sup>3</sup>。わずか 1 年あまりでの改定の背景には、2023 年中に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」、また「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、グリーンガイドラインのさらなる明確化が政府方針として明記されたことが挙げられよう。

グリーンガイドラインの特徴は、グリーン化活動と競争政策の関係について、国際的にも類を見ないほど包括的に整理していることである。しかも、その体系性は今回の改定を通じて一層高まった。すなわち、欧州委員会や英国市場庁、欧州連合加盟国の競争当局もグリーン化活動をめぐる競争政策の見直しを進めてきたが、その対象は事業者の水平的協力関係を中心としている。他方で、改定グリーンガイドラインは水平的な関係である「共同の取組」に加えて、垂直的な関係である「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」と「優越的地位の濫用行為」、さらに「企業結合」という四つの行為類型について、84 個もの豊富な想定例を交えつつ、それぞれの企業活動が独占禁止法上問題となるか否かを検討している<sup>4</sup>。

本稿は、グリーン化活動と独占禁止法の間を網羅的に検討している改定グリーンガイドラインについて、その要点と今後の展望を論じる。

## 2. 共同の取組

共同の取組は、水平的な関係（競争関係）にある複数の事業者が特定の目的を達成するために協力して行う活動である。具体的には、効率化目的の取組（共同研究開発、標準化活動、共同購

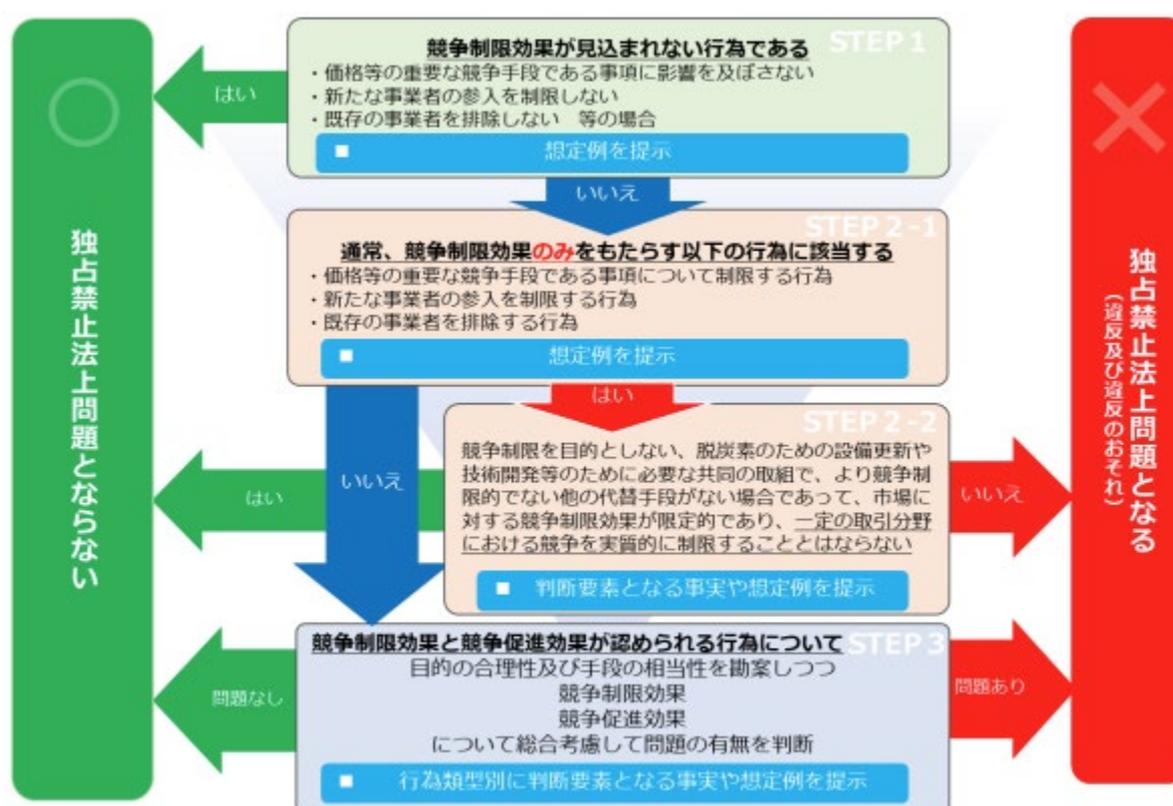
<sup>2</sup> 日本経済新聞「[中小部品メーカー、脱炭素が取引条件に 自動車は先行](#)」2024 年 6 月 4 日。

<sup>3</sup> 公正取引委員会「[『グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方』の改定について](#)」令和 6 年 4 月 24 日。

<sup>4</sup> 水平的関係は、同じ市場で競争する企業同士の関係を指す。垂直的關係は、供給チェーンの異なる段階にある企業間の関係を指す。

入など)と社会公共目的の取組(自主規制、自主基準の設定)がある。これらの取組は、価格カルテルや新規参入阻止の隠れ蓑として用いられる可能性もあるため、目的の合理性や手段の相当性、競争に与える影響などを検討しなければならない。また、水平的協力関係は「不当な取引制限」によって「一定の取引分野における競争を実質的に制限」することになるおそれがあり(2条6項)、課徴金納付命令が出された事例も多い。そのため、改定グリーンガイドラインは共同の取組を「独占禁止法上問題とならない行為」、「独占禁止法上問題となる行為」、「独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為」の三つに大別し、多くの枚数を割いて説明している。

図表1 共同の取組に関する検討フローチャート



(出所) 改定グリーンガイドライン、7 ページ。

図表1のフローチャートに沿って、まず競争制限効果が見込まれない共同の取組は「独占禁止法上問題とならない行為」に分類される。改定グリーンガイドラインは「グリーン社会の実現に向けた事業者等の共同の取組の多くは、独占禁止法上問題とならない形で実施することが可能である」として、業界として行う啓発活動や情報発信、重要な競争手段である事項を対象としない情報交換などの想定例を挙げている。

次に、ハードコアカルテル(価格協定や市場分割協定など)に代表される、競争制限効果のみをもたらす共同の取組は、原則として「独占禁止法上問題となる行為」に分類される。すなわち、①価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為、②新たな事業者の参入を制限する行為、③既存の事業者を排除する行為は「競争制限効果がもたらされる一方で、通常、競争促進効果がもたらされることはないため、行為の具体的な態様や手段・方法に関係なく、また、行為がどのような目的や理由のもとに行われたものであっても、そのことのみによって正

当化されることはない」とされている。グリーン社会の実現に向けた共同の取組のうち、独占禁止法上問題となる行為の想定例としては、生産量の制限や生産設備の共同廃棄、技術開発の制限などが挙げられている。

ただし、改定前のグリーンガイドラインでは「競争制限効果のみが見込まれる行為」に該当すれば、直ちに「独占禁止法上問題となる」と判定されていたが、改定後のグリーンガイドラインでは、外形的には「競争制限効果のみをもたらす行為」であったとしても、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない」ならば、「独占禁止法上問題とならない」との考え方が示された。具体的には、①競争制限を目的としないこと、②脱炭素のために必要な共同の取組であること、③より競争制限的でない他の代替手段がないこと、④市場に対する競争制限効果が限定的であることといった要素を考慮したうえで、独占禁止法との抵触が判断される。これにより、たとえば従来は独占禁止法に違反するとみられてきた生産設備の共同廃棄も、行為の目的・手段や市場の状況等に鑑みた個別の検討次第で認められる余地が生じている。

<独占禁止法上問題とならない行為の想定例>

#### 想定例 16 生産設備の共同廃棄

商品 A の製造販売業者 X は、商品 A の製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、既存の生産設備を温室効果ガス排出量が少ない新技術を用いる新たな生産設備へ転換することを検討していた。X は、様々な方策を検討したが、商品 A の製造販売業者 Y 及び Z と共同して生産設備の転換を行うことが温室効果ガスを実効的に削減するために必要と判断したところ、より競争制限的でない他の代替手段がないことから、Y 及び Z と相互に連絡を取り合い、既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を共同して決定した。しかし、商品 A の製造販売業者には 3 社の他に有力な競争者である V 及び W が存在し、かつ、商品 A の海外からの輸入の競争圧力が強いため、3 社の生産設備の共同廃棄により、一定の取引分野における競争の実質的制限が生じるとは認められない。

そして、競争制限効果と競争促進効果の両方が認められる行為については、目的の合理性と手段の相当性を勘案しつつ、両効果について総合考慮して問題の有無を判断するとされている。改定グリーンガイドラインは、このような「独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為」を自主基準の設定と業務提携の二つに分け、行為類型ごとの考え方を示している。

まず、自主基準の設定については、改定グリーンガイドラインは「グリーン社会の実現に向けた取組としての規格の統一」を例に挙げ、その競争促進効果や品質の向上から「独占禁止法上問題なく実施することができる場合も多い」としている。もっとも、自主基準の設定に付随して、下記のような価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為、つまりハードコアカルテルを行えば、独占禁止法上問題となることも明記されている。

<独占禁止法上問題となる行為の想定例>

#### 想定例 21 自主基準の設定に伴う価格等の制限行為

商品 A の製造販売業者 X、Y 及び Z の 3 社は、商品 A の製造に当たって排出される温室効果ガスの削減を目的として、商品 A の製造について脱炭素化に向けて望ましい事業活動の在り方を自主的な基準として設定した。需要者から脱炭素化への対応と並行して毎年一定の価格低減要請を受けている 3 社は、需要者との厳しい価格交渉状況を改善するため、当該自主基準において、商品 A の価格に転嫁すべきコストの目安を定めた。

次に、業務提携については「グリーン社会の実現に資する革新的な技術の開発や効率的な資源活用による温室効果ガス削減などを目的として実施される場合、競争制限効果を持たないことも多く、むしろ競争促進効果が期待されることもあるため、〔中略〕独占禁止法上問題とならないことが多い」一方で、「本来提携当事者間で期待される競争が失われることにより、業務提携が競争制限効果を持ち、独占禁止法上問題となる場合もある」とされている。そこで、改定グリーンガイドラインは業務提携一般について、まず競争制限効果の有無を検討し（図表 1-Step 1）、競争制限効果が認められる場合には競争促進効果との総合考慮によって独占禁止法上問題となるか否かを判断する（図表 1-Step 3）との基本的な考え方を示したうえで、共同研究開発、技術提携、標準化活動、共同購入、共同物流、共同生産及び OEM、販売連携、データ共有の八つの類型別に、想定例を挙げて解説している。

たとえば、化学業界が目指している原材料等の共同購入は、「原材料・部品・設備についての安定的・効率的な調達を通じて競争促進効果を持つものであり、独占禁止法上問題なく実施できる場合が多い」一方で、共同購入への参加者の合計市場シェアや製造コストの共通化割合が高い場合には、事業者同士の協調的な行動が助長されるおそれがあり、独占禁止法上問題となると説明されている。

<独占禁止法上問題となる行為の想定例>

想定例 34 調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入

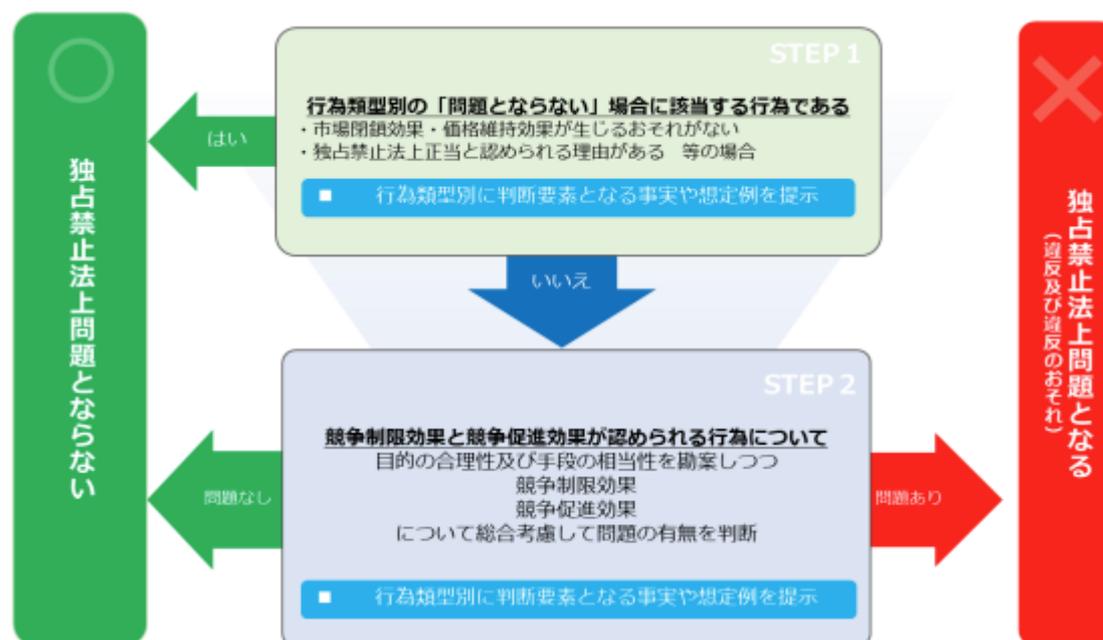
商品 A は、原材料 B を加工して製造される一般消費者向けの商品であるところ、商品 A の製造販売業者 X、Y 及び Z の 3 社は、商品 A の製造販売市場において合計市場シェア 80%を占める。今般、3 社は、商品 A の製造に当たって排出される温室効果ガスを大幅に削減することができる原材料 C に関して、調達業務の効率化の観点から、共同で調達を行うこととした。商品 A の製造に係るコストのうち、原材料 C が占める割合は高く、3 社が販売する商品 A の製造コストの共通化割合が高くなることを見込まれ、コスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定が一体化し、協調的な行動が助長される状況にある。

### 3. 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択

取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択は、垂直的關係にある取引相手の自由を制限する行為である。具体的には、取引先事業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先等の制限や、取引先事業者との取引の打ち切りがある。これらの垂直的制限行為は「不公正な取引方法」に該当し、自由競争の減殺や競争手段の不公正さを通じて「公正な競争を阻害するおそ

れ」がある（2条9項）。そこで、改定グリーンガイドラインは「グリーン社会の実現に向けた取組として取引先事業者の事業活動に対する制限や取引先の選択が行われた場合、独占禁止法上問題とならないことが多い」としたうえで、グリーン社会の実現に向けた垂直的制限行為を行為類型ごとに「独占禁止法上問題とならない行為」と「独占禁止法上問題となる行為」の二つに大別し、想定例を挙げながら説明している。

図表 2 垂直的制限行為に関する検討フローチャート



(出所) 改定グリーンガイドライン、39 ページ。

図表 2 のとおり、取引先事業者の事業活動に対する制限のうち、市場閉鎖効果や価格維持効果の生じるおそれがないもの、または独占禁止法上正当と認められる理由があるものは「独占禁止法上問題とならない行為」に分類される。たとえば、一定の基準を満たす流通業者に限定して自社商品を取り扱わせる選択的流通は、消費者の利益を守るための合理的な理由にもとづき、かつ他の流通業者に対しても同等の基準が適用される場合には、独占禁止法上問題とならない。

<独占禁止法上問題とならない行為の想定例>

想定例 50 温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たした流通業者のみに対する商品の供給

商品 A は、製造販売業者 X、Y 及び Z により供給されているところ、X は、従来品に比べて製造過程において排出する温室効果ガスを大きく削減した新たな商品 A の開発に成功した。X は、当該商品 A の販売を開始するに当たって、自社が直接的に関与しない商品の販売段階において発生する温室効果ガスについても削減することを目的として、新たな商品 A を取り扱う流通業者（卸売業者及び小売業者）に対して、一定の温室効果ガス削減義務を課すこととした。

X は、温室効果ガス削減に取り組んでいると認められる卸売業者に対してのみ自社の新たな商品 A を供給し、これらの卸売業者に対しては、同様に温室効果ガス削減に取り組んでいると認められる流通業者に対してのみ当該商品 A を販売するよう義務付けた。当該商品 A の取扱いを

希望する全ての流通業者に対して、同等の基準が適用される。

他方で、競争制限効果と競争促進効果の両方が認められる行為については、共同の取組と同様に、目的の合理性と手段の相当性を勘案しつつ、両効果について総合考慮して問題の有無を判断するとされている。具体的な考慮要素には、①ブランド間競争の状況、②ブランド内競争の状況、③事業者の市場における地位、④取引先事業者の事業活動に及ぼす影響、⑤取引先事業者の数及び市場における地位の五つが挙げられている。たとえば、市場におけるシェアの大きな事業者が販売地域を厳しく制限すれば、「独占禁止法上問題となる行為」に該当する。

<独占禁止法上問題となる行為の想定例>

#### 想定例 49 厳格な地域制限

商品 A の製造販売業者 X は、従来品に比べて環境負荷が小さい新たな商品 A の販売を開始するに当たって、新たな商品 A の値崩れを防ぎ、商品開発に要した多額のコストを回収するため、流通業者に対して、一定の地域を割り当て、地域外での販売を禁止することとした。X は、商品 A の製造販売市場における市場シェア 50%を占めるところ、競争品との製品差別化が進んでおり、競争品との競争が働きにくく、X の行為により、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるような状態がもたらされる状況にある。

また、取引先の選択については、単独の取引拒絶と共同ボイコットの二つに分けて考え方が説明されている。すなわち、単独の取引拒絶は「事業者の取引先選択の自由の問題で〔中略〕基本的には独占禁止法上問題とならない」一方で、共同ボイコットは「事業者が市場に参入することが著しく困難となり、又は市場から排除されることが考えられ〔中略〕原則として独占禁止法上問題となる行為」に当たるとされている。もちろん、この区別はあくまでも「原則」であって、事業者が単独で行う取引拒絶であっても、その手段や目的が不当であれば独占禁止法上問題となる。逆に、社会公共的な目的のために実施される共同ボイコットは独占禁止法上問題とならない余地もあることが、改定グリーンガイドラインでは示されている。

## 4. 優越的地位の濫用行為

優越的地位の濫用行為は、相対的に強い立場にある事業者が取引相手に不利益を課して搾取する行為である。具体的には、購入・利用の強制、経済上の利益（金銭やサービス）の提供の要請、不利益な取引条件の設定などがある。優越的地位の濫用行為は「不公正な取引方法」として自由競争の基盤を侵害し、「公正な競争を阻害するおそれ」がある（2条9項）。そこで、改定グリーンガイドラインは①自己の取引上の地位が相手方に優越していること、②正常な商慣習に照らして不当であること、③独占禁止法で定められた優越的地位の濫用となる行為類型に該当することという三つの要素を満たせば、たとえ「温室効果ガス削減という社会公共的な目的によるものであったとしても、〔中略〕不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる」との立場をとる。ここでは、温室効果ガスの削減を目的として、取引の

相手方に対して従前と異なる品質等の条件を設定することが、独占禁止法上問題となる場合を見てみよう。

<独占禁止法上問題となる行為の想定例>

想定例 71 従来品より温室効果ガス排出量を削減した仕様に基づく発注における対価の一方的決定

商品 A の製造販売業者 X は、商品 A の製造に用いられる部品 B の製造を委託している取引の相手方 Y 及び Z に対して、今後は、部品 B の製造過程で排出される温室効果ガスの削減を盛り込んだ新たな仕様にに基づき納品するよう発注した。当該仕様を実現するためには、Y 及び Z においては、研究開発費の増加や従前とは異なる原材料等の調達に当たってコストが発生することになった。X は、Y 及び Z との価格交渉の場において、当該コストの発生に関してそれぞれ明示的に協議することなく、従来の部品 B と同じ取引価格に据え置いた。

また、独占禁止法上の行為類型に該当しない場合であっても、「取引上の地位が優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、独占禁止法上問題となる」とも明記されている。

<独占禁止法上問題となる行為の想定例>

想定例 73 温室効果ガス排出量を削減するための機械設備の導入を指示した後の発注取消し

商品 A の製造販売業者 X は、商品 A の製造に用いられる部品 B の製造を委託している取引の相手方 Y 及び Z に対して、温室効果ガス排出量を削減するための新たな機械設備の導入を指示し、当該機械設備の導入後直ちに一定数量を発注することを説明して発注を確約し、Y 及び Z が当該機械設備の導入等の取引の実現に向けた行動を採っているのを認識していたにもかかわらず、自己の一方的な都合により、発注を取り消した。

共同の取組や取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択に比べると、優越的地位の濫用行為に関する記述は、取引先との関係で優越的地位にある事業者に対し、たとえグリーン社会の実現という社会公共的な目的のためであっても、取引の相手方に不当な不利益を課すことのないよう「注意喚起」する色合いが強い。これは、中小企業からの懸念や心配の声に対応したと推測される<sup>5</sup>。

## 5. 企業結合

グリーン社会の実現に向けて、事業者が研究開発能力の強化や事業活動の効率化を目的に企業結合を行うことも考えられる。このような企業結合はイノベーションや生産・流通の効率化により競争を促進する一方で、市場における競争を実質的に制限することとなれば、かえっ

<sup>5</sup> 鈴木健太・五十嵐収・磯野美奈 「『グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方』の策定について」『公正取引』No. 872、9 ページ。

て経済の活性化やグリーン化活動を阻害するおそれもある。そこで、改定グリーンガイドラインは企業結合審査の流れと基本的な考え方について、想定例を挙げながら説明している。

企業結合審査では、まず一定の取引分野（商品範囲と地理的範囲）を画定する必要がある（市場画定）。企業結合により、その市場の需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるかどうかという観点から、独占禁止法上問題となるか否かが検討されるからである。したがって、市場画定においては「需要者にとっての代替性」が重要となる。たとえば、温室効果ガス削減等に寄与する商品を選好する需要者がいる場合、環境負荷の高い既存商品と環境負荷の低い新商品とを区別して、一定の取引分野を画定することも考えられる。

<一定の取引分野の画定の想定例>

#### 想定例 74 動力源の異なる商品の市場画定

商品 A には化石燃料を動力源とするタイプの商品 A1 と電気を動力源とするタイプの商品 A2 がある。電気を動力源とする商品 A2 は、長期的に利用した場合の総コストが低く抑えられ、環境負荷が低いという特徴がある一方、種類によっては化石燃料を利用することも可能である。このような事情を踏まえると、商品 A1 と商品 A2 を代替的に選択する需要者の存在は否定できないものの、昨今の環境意識の高まりなどから両者を代替的とは認識しない需要者が一定程度存在すると考えられることから、商品 A1 と商品 A2 との間の需要の代替性は限定的と認められる。また、商品 A1 と商品 A2 とでは、製造に要する技術やノウハウ等が異なり、一方の製造から他方の製造へ容易に転換できるとは認められないため、両者の間に供給の代替性も認められない。こうした状況を踏まえ、商品範囲を「商品 A1」と「商品 A2」で別個に画定した。

市場画定に続いて、企業結合が同市場における競争を実質的に制限することとなるか否かの検討が行われる。セーフハーバー基準（ここでは市場集中度を示す指標により、競争の実質的な制限に当たらないと自動的に判定されるライン）に該当しない場合は、取引の実態や競争圧力といった要素により、個々の事案ごとに判断されることとなる。たとえば、隣接市場からの強い競争圧力が存在すれば、たとえ企業結合後の市場シェアが 100%になる場合であっても、競争を実質的に制限しないと評価されうる。

<独占禁止法上問題とならない企業結合の想定例>

#### 想定例 78 隣接市場からの競争圧力により問題がないと判断される水平型企业結合

商品 A の製造販売を行う会社 X 及び Y は、商品 A と類似の効用を持ち、製造過程において排出される温室効果ガスが大幅に削減できる商品 B の製造を開始することを検討していた。商品 B の生産を開始するためには巨額の設定投資が必要となることから、X 及び Y は投資能力の強化や事業の効率化を目的として合併をすることとした。商品 A の市場シェアは X が 60%、Y が 40% であり、本件企業結合後の当事会社の市場シェアは 100%となる。一方で、商品 B の製造販売業者としては、X 及び Y 以外の有力な事業者が複数存在し、いずれも商品 B の製造設備や原材料に余裕があり、十分な供給余力を有している。また、需要者は商品 A から商品 B への切替えを進めており、商品 A の需要は減退傾向にある。そのため、商品 A の市場には隣接市場である商品 B

の市場からの競争圧力が強く働いていることが認められる。また、商品 A の需要者間の競争は活発であり、過去の価格交渉の状況によれば、需要者から X 及び Y に対する価格低減要請は厳しく、需要者からの競争圧力が認められる。

なお、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合でも、当事社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講ずることにより、その問題を解消できる場合もある。企業結合規制は他の独占禁止法違反類型とは異なり、基本的には事前規制を中心とすることからも、改定グリーンガイドラインの促す公正取引委員会とのコミュニケーション（相談）が有用であろう。

## 6. 今後の展望

ここまで見てきたように、改定グリーンガイドラインはグリーン化活動と競争政策の関係を極めて広範に検討したものである。それでも、グリーン社会の実現に向けた事業者の取組をさらに後押しする余地も残されている。

今後、最大の論点となりうるのは独占禁止法の適用除外制度であろう。すでに欧州では、欧州連合の機能に関する条約（EU 機能条約）101 条 3 項が定める適用除外の要件を柔軟に解釈したり、各国の競争当局が法律やガイドラインを改定したりすることによって、グリーン化活動に対する競争法の適用緩和を進めつつある。とりわけオランダやオーストリアでは、カーボンニュートラルに貢献する共同の取組等をカルテル規制の枠外に置く動きすらみられる<sup>6</sup>。日本でも、グリーンガイドラインの策定および改定にあたってのパブリックコメントでは、適用除外制度の創設を求める意見が事業者団体から繰り返し寄せられた<sup>7</sup>。

他方で、公正取引員会は次の三つの理由より、適用除外制度の導入は適当でないとしている。第一に、仮に日本において適用除外制度が導入されたとしても、国際的に事業活動を行う事業者については、外国当局により違法と判断されるおそれがある。第二に、グリーン取組を装ったカルテルの危険を高め、日本経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与える可能性がある。第三に、適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討に加えて適用除外への該当性の検討が必要になることも考えられ、結果的に事業者の負担が増す可能性がある<sup>8</sup>。また、公正取引委員会は「EU で適用免除規定の要件を満たし適用免除となり得る行為は、我が国においても正当化事由があり競争の実質的制限に当たらず、独占禁止法上問題とならない行為と評価され得る」との認識も示している<sup>9</sup>。

<sup>6</sup> 柳武史「EU における環境を巡る競争政策の動向」『公正取引』No. 872、16-17 ページ；内藤丈嗣「弁護士からみた環境問題の深層（第 36 回） グリーン社会（2050 年カーボンニュートラル）の実現と独占禁止法」『環境管理』Vol. 59、No. 12、80 ページ。

<sup>7</sup> 公正取引委員会「『グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方』（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方」令和 5 年 3 月 31 日；公正取引委員会「『グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）』に対する意見の概要及びそれに対する考え方」令和 6 年 4 月 24 日。

<sup>8</sup> 鈴木健太・五十嵐収・磯野美奈、前掲論文、7 ページ。

<sup>9</sup> 同論文、7-8 ページ。

ただし、公正取引委員会はグリーンガイドラインの再改定や相談事例等の積極的な公表などを示唆しており<sup>10</sup>、今後も情報のアップデートに注目が必要である。

---

<sup>10</sup> 公正取引委員会「[グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方](#)」令和6年4月24日、4-5 ページ。